

# 学校生活の心得

湖南農業高等学校の生徒として、心身ともに健康・勤勉で自覚と誇りをもち、将来有為な社会人となるために、学校内外の生活において、次の事柄を実践し、互いに友情をもって忠告しあい、明るく楽しい学園生活を送るように努めよう。

## 第1章 礼儀と態度

- 1 学校の内外を問わず、すべての人の人格を尊重し、品位のある言行と端正な態度を保つように心掛けよう。
- 2 互いにあいさつをかわし、親しみをもって接するように心掛けよう。
- 3 来客に接するときは、会釈を欠かさぬようにし、年少者には愛情をもって接しよう。
- 4 常に簡素で清潔な服装・髪形であるように心掛けよう。
- 5 身分証明書は常に携帯しよう。
- 6 むだづかいをつつしみ、保護者の負担を軽くしよう。
- 7 所持品には、すべてに氏名を明記し、金銭その他物品の貸借をしないようにしよう。

## 第2章 校内生活

- 1 登下校には、必ず所定の場所から出入りし、少なくとも始業10分前に登校し、授業終了後は特別の事情がない限り1時間以内に下校しよう。
- 2 授業中は全力を傾けて学習し、授業を妨害したり、他人に迷惑をおよぼす言動をつつしもう。
- 3 授業中、教室に出入りする場合は、授業担当者に理由を述べて許可を受けよう。
- 4 他の学校の生徒、またはその他の者を校舎内に導き入れて交際しないようにしよう。
- 5 校舎、校具、校庭等の公共物を愛護し、汚損しないように努めよう。誤って汚損したときは、直ちに学級担任に届け出よう。（事由によっては弁償させることがある。）
- 6 遺失物または拾得物があった場合には、速やかに生徒指導部に届け出よう。
- 7 所定の割り当てに従って、校内の整備・清掃・美化に努めよう。
- 8 開校中は、校外に出ないようにし、特に外出を必要とする場合は所定の用紙により生徒指導部または学級担任に願い出て外出証を携帯しよう。
- 9 学校の掲示、伝達によく注意し、学校生活に支障のないように心掛けよう。
- 10 集会、掲示、展示、刊行、放送、印刷物配布等をする場合には、それぞれ担当の先生に届け出て指導を受けよう。  
掲示、展示は所定の場所を守り、目的を達成した後は速やかに取り去り、校内を汚損しないように心掛けよう。
- 11 校内において、金銭物品を集めたり、物品を販売する場合も前項と同様、あらかじめ担当の先生の指導を受けよう。
- 12 校内においては、許可なくして火気を使用しないようにしよう。
- 13 欠席、欠課、公欠、遅刻、早退、忌引は所定の用紙により学級担任に届け出よう。なお一週間以上にわたって病気で欠席する場合は、必ず医師の診断書を提出しよう。
- 14 授業料、その他の納金及び提出物は、定められた日までに納付または提出しよう。
- 15 非常の事態が発生したときは、直ちに先生に報告し、その指示に従って行動しよう。
- 16 課外に校舎・校具を使用する場合は、あらかじめ学校の許可を得よう。

- 17 校舎内の履物は学校所定のものを使用しよう。
- 18 考査は公正な態度でのぞみ、考査中は生徒相互の物品の貸借はしないようにしよう。
- 19 金品等貴重品は、かばんに入れて放置せず、必ず各自が身につけておこう。
- 20 廊下の通行及び階段の昇降は右側通行を励行しよう。

### 第3章 校外生活

- 1 通学途上においては、交通規則・交通道徳を守り安全に努めるとともに、乗り物の中では老人、幼児等に席をゆずろう。  
自転車通学生は自転車の整備点検に心掛け、自転車置き場では施錠を励行しよう。
- 2 通学途上で、劇場、遊戯店その他生徒にふさわしくない場所に立ち入らないようにしよう。
- 3 男女の交際は、常に知性を失わず、節度を保ち、公明で健全なものであるよう心掛け、特に日没後にわたることのないようにしよう。
- 4 学校を代表して校外活動をする場合は、その名誉と責任を深く自覚し、服装、言動に特に注意し、帰校後は速やかに担当の先生に報告しよう。
- 5 みだりに外泊しないようにし、必要のあるときは保護者の同意を得よう。
- 6 校外の諸団体に加入したり、その行事に参加するときは、保護者の同意を得て担任の先生に相談しよう。
- 7 午後10時以降の外出は特別の事情のない限りしないようにし、特に女子の夜間の一人歩きは避けよう。
- 8 原則アルバイトは認めていないが、やむを得ず行う場合は、保護者の承認を得た後所定の用紙により学校に願出て、許可書を携帯して従事しよう。
- 9 登山・キャンプ・水泳・スキー・旅行等を希望する場合は、保護者の承認を得た後所定の用紙により学校に届け出て許可書の交付を受けよう。
- 10 自分や家庭において、一身上に重大な変事が生じた場合は、速やかに学級担任に連絡しよう。
- 11 交通事故・違反を起こしたり、関係機関の補導を受けたとき、または被害を受けたときは、速やかに学級担任に連絡しよう。
- 12 次の諸行為は禁止されている。充分注意して厳守しよう。
  - (1) 飲酒・喫煙及びそれらの用具を所持すること。
  - (2) シンナー・ボンド・睡眠薬・覚醒剤等を不健全に使用すること。
  - (3) 原付自転車・自動二輪・自動車の無断免許取得・その他の交通法規に違反する行為をすること。
  - (4) 暴力行為及び脅迫行為をすること。
  - (5) 窃盗またはそれをそそのかしたり、助けたりすること。
  - (6) 学校の内外で風紀を乱す行為をすること。
  - (7) 学校の内外で公共物を破損すること。
  - (8) 未成年者の入場を禁じている場所に立ち入ること。
  - (9) その他学校の規則や法律等に違反すること。
- 13 やむを得ず規定の服装ができない場合は、所定の用紙により学校に願出て許可書の交付を受けよう。